

第748回: 治安、ハイテク、そして金融も統制強化

世界各国が一様に「好調」ないしは「復調」と予測する中国経済。国際機関が予想する2023年の実質GDP成長率(前年比ベース)は次のとおり(カッコ内は公表日)。

アジア開発銀行+5.0%(4/04)、OECD+5.3%(3/17)、IMF+5.2%(1/31)、世界銀行+4.3%(1/10)。

また、4月7日の日経新聞は、同紙と日経QUICKニュースがまとめた「中国エコノミスト調査」として、23年の中国の実質GDP成長率を+5.4%(平均値)と予測している。

足元の中国経済だが、中国国家统计局発表のデータによれば、消費者の信頼感は弱い水準に止まっており、若年層の失業率も高いことから、消費活動の本格回復には一定の時間が掛かりそうだ。

これが内部要因。一方、外部要因としてはコロナ禍とウクライナ動乱がもたらしたインフレを退治するためには避けて通れない世界経済の減速によって、外需に下押し圧力が加わる可能性が高い。

だが、総じて云えば、中国の14億人は、既にCOVID-19の集団免疫を獲得した可能性が高く、これにより経済活動を制約する軛は取れたと云ってよいだろう。1-2月の経済データ等が示すように、サービス部門の活動は早期に回復しつつあり、製造業も底堅い。

最悪期は脱し、一見順風満帆のように見える中国経済。だが、中国にそんな余裕はなく、習近平政権は、内外のリスク要因を排除すべく、治安・ハイテクに並び金融も党中央直轄にする戦略に出た。

3月16日、中国共産党中央委員会(党中央)と国务院(政府)は「党・国家機関改革案」を発表し、これまで「政府」が中心となって管理監督を行ってきた金融セクターに対する「共産党」の監視を強化するため、2つの監督当局が新設されることになった。

- ① 中央金融委員会: 金融の安定・発展に関する意思決定・議論・調整などを行う機関
- ② 中央金融工作委員会: 金融システムにおける党思想を強化し、規律強化や腐敗追放を担当する機関

現在中国では(銀行、保険、証券など金融機関を除く)約100社の軍事、通信、電子、自動車、石油、製鉄など超大型国営企業(中央企業)が、国有資産監督管理委員会(国資委)の管理下に置かれている。

石油会社を例に説明すると「国資委」が100%出資して「中国石油天然気集团有限公司」なる国営企業を設置する。そして、同社が80.41%出資して(実質)国有企業の「中国石油天然気股份有限公司(PetroChina 00857/HK)」を設立し、これを香港と上海に上場させる。これが基本ストラクチャだ。

だが一般企業と異なり、金融機関だけは国資委とは別系統の銀行保険監督管理委員会(銀保監会=CBIRC)と証券監督管理委員会(証監会=CSRC)の管轄下にある。金融業務を監督するには極めて高度且つグローバルな金融知識を要することから「別管理」されてきたわけだ。

金融の高度化やデジタル化が急速に進むグローバル経済において、金融リスクを数理的に把握できる政治家や官僚は、中国に限らずどこの国にも極めて少ない。もし監督官庁が管理の手を緩めると、横領や違法投資などの不祥事が多発するし、かといって、国際金融界で活躍する投資銀行などの専門家をゲートキーパー(監視役)としてスカウトすると、飼い犬に手を噛まれるが如き不祥事が発生するなど、その処方箋には世界各国が手を焼いている。

最終ページに重要なお知らせ「注意事項」がありますので必ずお読みください。

そんなこともあり、習近平主席は暴走を繰り返す資本主義の権化である金融専門家と、彼らが引き起こしかねない金融不安に対して強い警戒感を持っている。

中国現代史を学べば、1948年の通貨乱発で悪性インフレを蔓延させ、人民の恨みを買ひ、大陸から放逐された蒋介石政権の例がある。最近では、1997年のアジア金融危機によって政権が崩壊したインドネシア、タイの事例があるし、日の出の勢いだった韓国もIMFの管理下に置かれると云う屈辱を味わっている。

このような事例が中国にも伝播しないという保証はない。だからこそ、習近平指導部は(治安、ハイテクに続き、金融も)中央に権限を集中させて、ウクライナ情勢や台湾有事などで今後想定される米国からの金融制裁の影響を受けにくい強靱な体制づくりを急いでいるというわけだ。

金融リスクの萌芽は国際経済だけでなく中国国内にも多数存在する。腐敗汚職の摘発を統括する党中央規律検査委員会(規検委)のウェブサイトで、共産党が自ら明らかにしているとおり、近年中国の金融機関(官庁、国有銀行、民営銀行等)の腐敗は極めて深刻で、昨年前半だけで約60名の高級官僚が摘発されており、銀行幹部の身柄拘束は日常茶飯事の現象となっている。

また、このような不祥事を取り締まる金融監督官庁(中国人民銀行、銀监会、規検委等)も、行政末端部はかなり汚染されており、賄賂や接待に溺れ“阿吡の呼吸”の金融検査しかできないようで、昨年には河南省や安徽省などで、農村部に基盤を持つ村鎮銀行の取り付け騒ぎが発生している。

中国の中小銀行は、都市商業銀行(地銀)、農村商業銀行(中小規模)、村鎮銀行(零細規模)などに分類され、銀行の数では中国全体の9割を占めているが、資産規模は全体の3割弱といったところ。こんな弱小銀行のガバナンスが甘く、当局にも不祥事を防止するシステムが欠けていることから、違法な投資家などに騙されたりする事例が多発し、治安を脅かす社会問題となりつつある。そんなわけで、多数の矛盾を抱える金融業界を金融官僚だけに任せるのは危険と判断するに至り、今回の金融改革となったようだ。

不思議なことに、「中国商業銀行の不良債権比率」や「貸倒引当金による不良債権のカバレッジ・レシオ」等は、政府公表データ(国家統計局)を見る限り、極めて健全な水準にある。これほど健全であれば、金融機関への統制を強化する必要は全くないと思うのだが、これが中国の統計魔術なのである。

22年末時点の不良債権比率は大型商業銀行(工・建・農・中・交・郵)が1.31%、株式制商業銀行が1.32%。最悪が農村商業銀行の3.22%である。一方、銀行が破綻した時、中国政府の支援が期待しにくい民営銀行は1.52%、全く期待できない外資系銀行は0.72%となっており、緊張感の高い経営を強いられる民営銀行と外資系銀行の不良債権比率が低いのが、まことに面白い。(了)

文中の見解は全て筆者の個人的意見である。

2023年(令和5年)4月11日

筆者プロフィール

杉野光男

東洋証券株式会社 主席エコノミスト

一橋大学商学部卒、三菱信託銀行(現三菱UFJ信託銀行)入社、上海華東師範大学へ留学

同行北京駐在員、上海駐在員事務所長、理事中国担当部長を経て、2007年より現職

著書 日本の常識は中国の非常識(時事通信社)、中国ビジネス笑劇場(光文社)等

最終ページに重要なお知らせ「注意事項」がありますので必ずお読みください。

2/3



東洋証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第121号
日本証券業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会 加入
本社所在地 〒104-8678 東京都中央区八丁堀 4-7-1 TEL03-5117-1040

ご投資にあたっての注意事項

外国証券等について

・外国証券等は、日本国内の取引所に上場されている銘柄や日本国内で募集または売出しがあった銘柄等の場合を除き、日本国の金融商品取引法に基づく企業内容等の開示が行われておりません。

手数料等およびリスクについて

①国内株式等の手数料等およびリスクについて

・国内株式等の売買取引には、約定代金に対して最大 1.2650% (税込み) の手数料をいただきます。約定代金の 1.2650% (税込み) に相当する額が 3,300 円 (税込み) に満たない場合は 3,300 円 (税込み)、売却約定代金が 3,300 円未満の場合は別途、当社が定めた方法により算出した金額をお支払いいただきます。国内株式等を募集、売出し等により取得いただく場合には、購入対価のみをお支払いいただきます。国内株式等は、株価の変動により、元本の損失が生じるおそれがあります。

②外国株式等の手数料等およびリスクについて

・委託取引については、売買金額(現地における約定代金に現地委託手数料と税金等を買いの場合には加え、売りの場合には差し引いた額)に対して最大 1.1000% (税込み) の国内取次ぎ手数料をいただきます。外国の金融商品市場等における現地手数料や税金等は、その時々々の市場状況、現地情勢等に応じて決定されますので、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。

・国内店頭取引については、お客さまに提示する売り・買い店頭取引価格は、直近の外国金融商品市場等における取引価格等を基準に合理的かつ適正な方法で基準価格を算出し、基準価格と売り・買い店頭取引価格との差がそれぞれ原則として 2.50% となるように設定したものです。

・外国株式等は、株価の変動および為替相場の変動等により、元本の損失が生じるおそれがあります。

③債券の手数料等およびリスクについて

・非上場債券を募集・売出し等により取得いただく場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。債券は、金利水準の変動等により価格が上下し、元本の損失を生じるおそれがあります。外国債券は、金利水準の変動等により価格が上下するほか、カントリーリスクおよび為替相場の変動等により元本の損失が生じるおそれがあります。また、倒産等、発行会社の財務状態の悪化により元本の損失を生じるおそれがあります。

④投資信託の手数料等およびリスクについて

・投資信託のお取引にあたっては、申込(一部の投資信託は換金)手数料をいただきます。投資信託の保有期間中に間接的に信託報酬をご負担いただきます。また、換金時に信託財産留保金を直接ご負担いただく場合があります。投資信託は、個別の投資信託ごとに、ご負担いただく手数料等の費用やリスクの内容や性質が異なるため、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。

・投資信託は、主に国内外の株式や公社債等の値動きのある証券を投資対象とするため、当該金融商品市場における取引価格の変動や為替の変動等により基準価額が変動し、元本の損失が生じるおそれがあります。

⑤株価指数先物・株価指数オプション取引の手数料等およびリスクについて

・株価指数先物取引には、約定代金に対し最大 0.0880% (税込み) の手数料をいただきます。また、所定の委託証拠金が必要となります。

・株価指数オプション取引には、約定代金、または権利行使で発生する金額に対し最大 4.400% (税込み) の手数料をいただきます。約定代金の 4.400% (税込み) に相当する額が 2,750 円 (税込み) に満たない場合は 2,750 円 (税込み) の手数料をいただきます。また、所定の委託証拠金が必要となります。

・株価指数先物・株価指数オプション取引は、対象とする株価指数の変動により、委託証拠金の額を上回る損失が生じるおそれがあります。

ご投資にあたっての留意点

取引や商品ごとに手数料等およびリスクが異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面、上場有価証券等書面、目論見書、等をご覧ください。

最終ページに重要なお知らせ「注意事項」がありますので必ずお読みください。